

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の  
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書  
【特許編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

#### 4. ベトナム (NOIP: National Office of Intellectual Property)

ベトナムにおける特許関連法規

ベトナムにおける特許関連法規は、以下のとおりである。

- ・ 知的財産法 2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号(2006 年 7 月 1 日施行)を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号(2010 年 1 月 1 日施行)<sup>1</sup>
- ・ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010 年 9 月 21 日政令 No.97/2010/ND-CP 2010 年 11 月 9 日施行<sup>2</sup>
- ・ 知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号<sup>3</sup>
- ・ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号<sup>4</sup>
- ・ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令<sup>5</sup>
- ・ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令<sup>6</sup>

<sup>1</sup> 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010 年 9 月 21 日政令 No.97/2010/ND-CP

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/\\$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>2</sup> 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010 年 9 月 21 日政令 No.97/2010/ND-CP

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/\\$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>3</sup> 知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=15238](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15238)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>4</sup> 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号

[http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=15237](http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15237)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>5</sup> 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14027](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>6</sup> 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14027](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

[https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou\\_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90)

(日本語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

#### 4. 1 ベトナム知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

ベトナム知的財産庁(National Office of Intellectual Property ; 以下「NOIP」)においては、審査基準関連資料として、特許に関するガイドラインが作成されている。詳細は、以下のとおりである。

- ①特許出願審査ガイドライン(2010年3月31日付首相決定第487号(Decision 487/QĐ-SHTT)) (QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ(Ban hành kèm theo Quyết định số 487/QĐ-SHTT ngày 31/3/2010 của Cục Trưởng Cục Sở hữu trí tuệ) ; 以下、「特許審査ガイドライン」)<sup>7</sup>  
2010年3月31日付け

概要：

特許審査ガイドラインは、6章からなり、方式審査、実体審査、国際出願の取り扱い及びNOIP内の管理規定等が説明されている。

目次：

- 第1章 総則
- 第2章 形式審査
- 第3章 実体審査
- 第4章 国際出願の取り扱い
- 第5章 行政的規定
- 第6章 施行条項

特許審査ガイドラインに関連するものとして、以下の政令(Decree)及び省令(Circular)がある。これらは、特許審査ガイドラインの第2条の用語の説明にも記載されている。

<関連する書類>

- ②政令 103/2006/ND-CP 号知的財産権に関する知的財産法の一部条項の詳細な規定及びその施行のガイドライン(Decree No. 103/2006/ND-CP of September 22, 2006, detailing and guiding the Implementation of a Number of Articles of the Law on Intellectual Property regarding Industrial Property ; 以下、「政令」)<sup>8</sup>  
2006年9月22日版

<sup>7</sup> 特許出願審査ガイドライン

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUri/4998105C52A107FF4725772E00343118/\\$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUri/4998105C52A107FF4725772E00343118/$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015年2月5日)

<sup>8</sup> 政令(103/2006/ND-CP)

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn008en.pdf>

(英語版、WIPO ホームページより)(最終アクセス日:2015年2月5日)

概要：

この政令は、産業財産権に関する知的財産法の施行の詳細を定めたものである。  
政令 122/2010/ND-CP<sup>9</sup>により改訂及び補足がされている。

- ③産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令(科学技術省第 01/2007/TT-BKHCHN 号) (THÔNG TƯ Hướng dẫn thi hành Nghị định số 103/2006/NĐ-CP ngày 22/09/2006 của Chính phủ quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Sở hữu trí tuệ về sở hữu công nghiệp(BỘ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ) (Số:01/2007/TT-BKHCHN) ; 以下、「省令」)<sup>10</sup>  
2007 年 2 月 14 日版

概要：

この省令は、上記政令(103/2006/ND-CP)の施行要綱である。  
2010 年 7 月 30 日及び 2013 年 2 月 20 日に改訂が行われ、現在、3 回目の改訂が予定されているようである<sup>11</sup>。

#### 4. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

ベトナムにおいて作成されている上記ガイドラインの法的な位置付け及び法的拘束力は、以下のとおりである<sup>12</sup>。

##### ①特許審査ガイドライン

特許審査ガイドラインは、法的拘束力がない単なる指針である。

---

<sup>9</sup> 政令 122/2010/ND-CP

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn071en.pdf>

(英語版、WIPO ホームページより)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>10</sup> 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/vietnam/sangyou\\_svourei.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_svourei.pdf)

(日本語版)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn010en.pdf>

(英語版、WIPO ホームページより)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14027](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>11</sup> 法律事務所アンケートの回答に基づいて作成した。

<sup>12</sup> 法律事務所アンケートの回答に基づいて作成した。

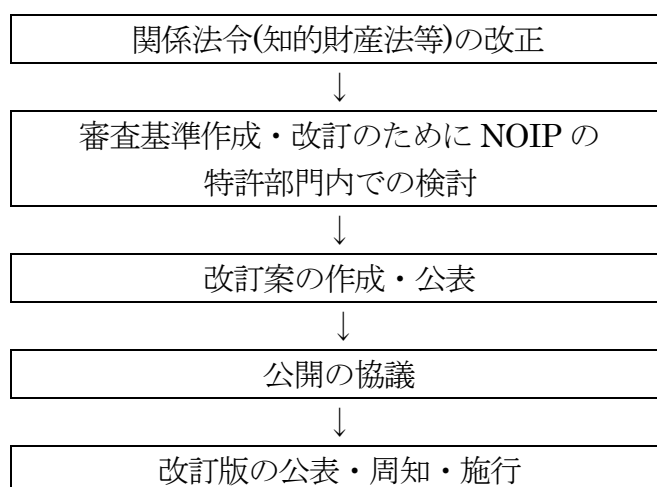
#### 4. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

##### (1) 審査基準関連資料の改訂の理由

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる<sup>13</sup>。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 科学技術省又は知的財産庁の幹部層からの要請

##### (2) 審査基準関連資料の改訂の流れ<sup>14</sup>



#### 4. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

上記ガイドラインの更新頻度及び最新の改訂・発行時期は、下記のとおりである。

①特許審査ガイドライン：不定期／最近の改訂時期：2010年3月

#### 4. 2 審査関連資料の内容について

NOIP が作成している審査関連資料において、下記の項目に関する該当箇所は、以下のとおりである。

##### 4. 2. 1 発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）

「発明(特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由)」に関する内容は、「第2章 形式審査」の中の「5.8 保護を受けようとする主題の適格性のチェック」の以下の項目に

<sup>13</sup> 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

<sup>14</sup> 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

において説明されている。

## 第2章 形式審査

### 5. 出願内容の予備審査

#### 5.8 保護を受けようとする主題の適格性のチェック

##### 5.8.1 知的財産法の第8条第1項に従って対象を評価する

###### 5.8.1.1 国家规定に違反する発明

###### 5.8.1.2 社会道徳や社会地域の公益に障害を与える発明

###### 5.8.1.3 国防安全に障害を与える発明

###### 5.8.1.4

##### 5.8.2 知的財産法の第59条に従って対象を評価する

###### 5.8.2.1 発見

###### 5.8.2.2 科学的理論

###### 5.8.2.3 数学的方法

###### 5.8.2.4 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法

###### 5.8.2.5 コンピュータプログラム

###### 5.8.2.6 情報の提示

###### 5.8.2.7 審美的特徴のみの解決

###### 5.8.2.8 動物品種、植物品種；植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの

###### 5.8.2.9 人間・動物のための病気予防・診断・治療の方法

###### 5.8.2.10 ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

##### 5.8.3 知的財産法の第4条第12項に従い対象を評価する

###### 5.8.3.1－5.8.3.3

「5.8.1」及び「5.8.2」には特許を受けられないもの、「5.8.3」には特許を受けられるものについて説明されている。「5.8.1」には「知的財産法第8条：知的所有権に関する国家の方針」、「5.8.2」には「知的財産法第59条：発明として保護されない主題」、「5.8.3」には「知的財産法第4条第12項：発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である」ことが説明されている。

「5.8.1」～「5.8.3」に関する内容は、いずれも形式審査で審査される。ただし、「5.8.2」については、出願の一部が「5.8.2.1」～「5.8.2.9」に属し、出願の内容から切り離しにくいと判断するときは、審査官は形式審査段階でなく、実体審査段階で判断することができる。「5.8.2.10」に説明されている。

「5.8.3.1」には、特許は製品又は方法による技術的解決であること、「5.8.3.2」には、省令第25.3条cで特定されているような場合は技術的解決ではなく、知的財産法第4条第12項に該当しないことが説明されている。なお、省令25.3条cには以下のような具体例が記載されている。

- 「(i) 申請書に記述する対象が課題の解決でなくむしろ問題を提起する単なる構想又は理論であり、「どのように」及び／又は「どんな手段で」から始まる質問への回答を提供しない。
- (ii) 解決のために提起された課題(任務)が技術的問題でなく、技術的方法で解決できない。
- (iii) 自然物。ただし、人為的に作製されたものを除く。」

#### 4. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「21. 発明の産業上の利用可能性」の以下の項目において説明されている。

##### 第3章 実体審査

##### 21. 発明の産業上の利用可能性

##### 21.1 産業上の利用可能性の要件

##### 21.2 産業上の利用可能性の判断

「21.1」には、産業上の利用可能性に関しては知的財産法第62条で規定され、省令第25.4条にも記載されていることが説明されている。

「21.2」には、産業上の利用可能性がないとみなされる以下のような例が説明されている。

- 「(1) 自然法則に違反する
- (2) 実際に応用できない
- (3) 内部に矛盾がある
- (4) 発明を実施するための説明が足りない又は全然ない
- (5) 繰り返せない発明
- (6) 特許を実施するための特別なスキルが必要である
- (7) 特別な自然条件を必要とする製品
- (8) 治療を目的としない人間又は動物の身体で実施される手術方法
- (9) 我慢限界状態にある人間又は動物の身体の生理的な数値を測定する方法
- (10) 積極的な効果がない(省令第25.4条(ix)をもとに検討する)」

#### 4. 2. 3 新規性

「新規性」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「第22条 新規性の判断」において説明されている。

## (1) クレームに係る発明の認定

### a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」は、「第2章 形式審査」の中の「5.7.3 クレーム」の以下の項目において説明されている。

#### 第2章 形式審査

##### 5. 出願内容の予備審査

##### 5.7 保護を求める対象物が十分に開示されているかどうかの予備審査

##### 5.7.3 クレーム

##### 5.7.3.1

##### 5.7.3.2 クレームの一般要件

##### 5.7.3.3 クレームの構造

##### 5.7.3.4 クレーム起草の原則

「5.7.3.1」には、発明の保護範囲はクレームにより定められ、以下の「5.7.3.2」の「a～d」及び「省令第23.6条 c～m」に適合しなければならないことが説明されている。ここには実体的要件も含まれているが、形式審査でこれらの要件が審査される。

- 「a) 各クレームは、製品又は製法で保護され、1文に記載される必要がある。
- b) 各クレームは、保護すべき技術的特徴が必要かつ十分に記載されていなければならない。商業上の利益のような技術以外のものは含んではならない。
- c) 保護対象の特徴が正確に記載され、クレーム中の用語は明細書と一貫性があり、当業者が明確に認識できなければならない。
- d) クレームは、数学的又は化学的な式を含んでもよいが、省令第23.6条 g で定められた場合を除いて、図を含んではならない。」

なお、省令第23.6条 c～m の要件の概要は以下のとおりである。

- 「c) クレームは、簡潔かつ明確に表示され、明細書及び図面に整合し、保護請求対象の新規性を有する部分を明示する。
- d) クレームは、明細書で十分に表示され、対象の特定等のために必要かつ十分な技術的特徴を網羅する。
- e) クレームの技術的特徴は、明瞭かつ正確に記載しなければならない。<sup>15</sup>
- g) クレームは、明細書及び図面を参照してはならない、ただし、塩基配列等の言語表示が不可能な部分への参照の場合を除く。
- h) 保護要件を示す図面を有する場合には、クレームに参照番号を付与できる。
- i) クレームは、「限界部分」と「相違部分」の構成で表示すべきである(義務ではない)。

<sup>15</sup> f)は項目が欠落している



「限界部分」は「～で特徴付けられる」等で表現し、「相違部分」は既知の対象との相違点を網羅する。

- k) クレームは、一つ又は複数の項を含む。複数項の場合は独立クレームと従属クレームを表示する。
- l) クレームは、アラビア数字で順次に番号を付け、その数字に点をつける。
- m) 相互に異なる対象についての独立クレームは、他のクレームを援用できない、ただし、その援用によりその他の項の内容全部の繰り返しを回避できる場合を除く；従属項は、それが従属する独立項の直後に表示する。」

## b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明<sup>16</sup>

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.2.2.5」において説明されている。

### 第3章 実体審査

#### 22. 新規性の判断

##### 22.2 新規性の審査

##### 22.2.2 審査基準

##### 22.2.2.5 機能、パラメータ、使用目的又は製造方法の特徴を含むプロダクトクレーム

- (1) 機能及びパラメータを含む製品クレーム
- (2) 特定の使用目的を表す製品クレーム
- (3) プロダクトバイプロセスクレーム

「22.2.2.5」の(1)には、機能やパラメータが、当該発明の具体的な構造か成分を持っていることを表すかどうかを考慮し、認定する必要がある。機能やパラメータが、先行文献のソリューションと違う構造や成分を持っていることを示す場合、当該発明は新規性が認められることが説明されている。

「22.2.2.5」の(2)には、製品クレーム中における特定の使用目的に関する特徴が、当該製品が具体的な構造・成分を持っていることを表すかどうかを考慮する必要がある。当該使用目的が、審査中の製品の構造・成分と先行文献のソリューションにおける製品の構造・成分との相違点を示すことができない場合、当該発明は新規性がないとみなされる。しかし、当該審査中の製品が特別な構造・成分を持っており、すなわち先行文献のソリューションと違う構造・成分を有していることを示せば、その具体的な使用目的が当該製品の新しい構造・成分を特定するための役目を果たすものとみなされることが説明されている。

「22.2.2.5」の(3)には、製造方法の特徴が発明の具体的な構造・成分を表すかどうかを考慮・認定する必要がある。当業者によって当該方法が先行文献のソリューションと違う構造・成分のある製品を作り出すと結論するなら、当該発明は新規性がある。発明の製品

<sup>16</sup> 機能、特性、性質、作用若しくは物の用途を用いてその物を特定しようとする記載又は、製造方法で特定された製品等

が先行文献のソリューションと同じ構造・成分を持っている場合、発明の製品と先行文献のソリューションにおける構造・成分の違いを示すことができない限り、当該発明は新規性がないとみなされることが説明されている。

## (2) 先行技術の認定

### a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.1.1 先行技術」の以下の項目において説明されている。

#### 第3章 実体審査

##### 22. 新規性の判断

##### 22.1 新規性の概念

##### 22.1.1 先行技術

##### 22.1.1.1 期限

##### 22.1.1.2 開示方法

##### 22.1.1.2.1 書面による開示

##### 22.1.1.2.2 使用の形態による開示

##### 22.1.1.2.3 他の形態による開示

上記の「22.1.1.2.3」では、他の形態による開示として、主にプレゼンテーションや講演手段があり、先行技術内容が公に開示されるような、講演会、報告会、シンポジウムや放送等での討論が例示されている。テープレコーダー等も公開手段とみなされる。

### b) 先行文献の基準日の認定

「先行文献の基準日の認定」については、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.1.1.1 期限」及び「22.1.1.2 開示方法」において説明されている。

#### 第3章 実体審査

##### 22. 新規性の判断

##### 22.1 新規性の概念

##### 22.1.1 先行技術

##### 22.1.1.1 期限

##### 22.1.1.2 開示方法

##### 22.1.1.2.1 書面による開示

##### 22.1.1.2.2 使用の形態による開示

##### 22.1.1.2.3 他の形態による開示

「22.1.1.1」には、対象となる出願の出願日又は優先日の前に開示されているものは先行技術の範囲に含まれるが、出願日又は優先日に開示されたものは先行技術の範囲に含まれないことが説明されている。

「22.1.1.2.1」～「22.1.1.2.3」には、それぞれの開示方法による日付の認定方法についての説明がされている。

「22.1.1.2.1」には、書面による開示の日は、当該書面の印刷又は保存のための提出日から起算される。当該書面の提出月・四半期若しくは年の情報しかない場合、情報公開時は当該月・四半期・年の最後の日から起算されることが説明されている。

「22.1.1.2.2」には、使用の形態による開示の日は、実際に使用された日をいうことが説明されている。

「22.1.1.2.3」には、講演会、報告会、シンポジウムや放送等での討論はその開催日が情報公開日とみなされ、放送やテレビ等は放送・放映日が情報公開日とみなされることが説明されている。

### c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」については、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.1.1.2 開示方法」及び「22.1.2 引用文献」において説明されている。

## 第3章 実体審査

### 22. 新規性の判断

#### 22.1 新規性の概念

##### 22.1.1 先行技術

##### 22.1.1.2 開示方法

##### 22.1.1.2.1 書面による開示

##### 22.1.1.2.2 使用の形態による開示

##### 22.1.1.2.3 他の形態による開示

##### 22.1.2 引用文献

「22.1.2」には、引用文献とは、明細書に記載された先行文献に類似又は最も近い先行文献をいうことが説明されている。

### (3) 新規性の判断

#### a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」については「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.2 新規性の審査」の以下の項目において説明されている。

### 第3章 実体審査

#### 22. 新規性の判断

##### 22.2 新規性の審査

###### 22.2.1 新規性判断の原則

###### 22.2.2 審査基準

###### 22.2.2.1 同一内容の発明

###### 22.2.2.2 特定の用語と一般的な用語

###### 22.2.2.3 一般的な方法による直接的な代替案

###### 22.2.2.4 数値や数値の幅

###### 22.2.2.5 機能、パラメータ、使用目的又は製造方法の特徴を含むプロダクトクレーム

###### 22.2.3 優先権主張をしている出願の新規性判断

###### 22.2.3.1 同じ対象についての発明の認定

###### 22.2.3.2 海外で保護するために出願された最初の出願

###### 22.2.3.3 ベトナムの先の出願からの優先権主張

###### 22.2.3.4 最初の出願として考えられる後の出願

###### 22.2.3.5 優先権の効果

###### 22.2.3.6 複数の優先権のクレーム

###### 22.2.4 新規性に影響を与えないグレースピリオド

「22.2.3」には、知的財産法第91条及び政令第10条により、ベトナム、パリ条約締約国及びWTO加盟国での最初の出願に基づいて優先権主張ができることが説明されている。

なお、知的財産法第60条第1項には、「出願日又は優先日より前に、ベトナム国内外で使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態・手段により、公然と開示されていないときには、新規であるとみなす」旨が記載されており、開示された国、開示形態にかかわらず、出願日等より前に公知になった場合は、新規性を喪失する。ただし、第60条第2項により「それを秘密に保持する義務を有する者にのみ知られているときは、公然に開示されていないものとみなす」旨が説明されている。

#### b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.2.2.5 機能、パラメータ、使用目的又は製造方法の特徴を含むプロダクトクレーム」において説明されている。

### 第3章 実体審査

#### 22. 新規性の判断

##### 22.2 新規性の審査

## 22.2.2 審査基準

### 22.2.2.5 機能、パラメータ、使用目的又は製造方法の特徴を含むプロダクトクレーム

- (1) 機能又はパラメータを含むプロダクトクレーム
- (2) 具体的使用目的に関する特徴を含むプロダクトクレーム
- (3) 製造方法の特徴を含むプロダクトクレーム

「22.2.2.5」の(1)には、機能やパラメータが、当該発明の具体的な構造か成分を持っていることを表すかどうかを考慮し、認定する必要がある。機能やパラメータが、先行文献のソリューションと違う構造や成分を持っていることを示す場合、当該発明は新規性が認められることが説明されている。

「22.2.2.5」の(2)には、製品クレーム中における特定の使用目的に関する特徴が、当該製品が具体的な構造・成分を持っていることをあらわすかどうかを考慮する必要がある。当該使用目的が、審査中の製品の構造・成分と先行文献のソリューションにおける製品の構造・成分との相違点を示すことができない場合、当該発明は新規性がないとみなされる。しかし、当該審査中の製品が特別な構造・成分を持っており、すなわち先行文献のソリューションと違う構造・成分を有していることを示せば、その具体的な使用目的が当該製品の新しい構造・成分を特定するための役目を果たすものとみなされることが説明されている。

「22.2.2.5」の(3)には、製造方法の特徴が発明の具体的な構造・成分をあらわすかどうかを考慮・認定する必要がある。当業者によって当該方法が先行文献のソリューションと違う構造・成分のある製品を作り出すと結論するなら、当該発明は新規性がある。発明の製品が先行文献のソリューションと同じ構造・成分を持っている場合、発明の製品と先行文献のソリューションにおける構造・成分の違いを示すことができない限り、当該発明は新規性がないとみなされることが説明されている。

## (4) グレースピリオド

「グレースピリオド」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「22. 新規性の判断」の中の「22.2.4 新規性に影響を与えないグレースピリオド」において説明されている。

## 第3章 実体審査

### 22. 新規性の判断

#### 22.2 新規性の審査

##### 22.2.4 新規性に影響を与えないグレースピリオド

知的財産法第60条第3項にも規定されているが、グレースピリオドが認められるのは、出願が公開から6か月以内に行われ、かつ以下のいずれかの条件を満たす場合である。

- 「(a) 特許を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された
- (b) 特許を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開された
- (c) 特許を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会で展示された」

特許審査ガイドラインには、以下のような例を用いて説明がされている。

新しいおもちゃの発明者は、2007年3月1日におもちゃの製造に特化する技術委員会の前でその研究結果を開示し、その3か月後の2007年6月1日に国際展示会で発明者が発明したおもちゃのようなものが展示されているのを発見した。発明者が2007年6月1日以降(国際展示会以降)に出願した場合、その出願日が技術委員会で開示後6か月である2007年9月1日の前であっても、当該出願は新規性を欠く。

#### 4. 2. 4 進歩性

「進歩性」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「23. 進歩性の判断」において説明されている。

##### (1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」に関する内容は「第3章 実体審査」の「23. 進歩性の判断」の以下の項目において説明されている。

第3章 実体審査
23. 進歩性の判断
23.1 進歩性の判断の原則
23.1.1
23.1.2
23.1.3
23.2 先行技術
23.3 関連する技術における熟練者(省令第23.6条 a)
23.4 発明の自明性(省令第25.6条 b、第25.6条 c)
23.5 特徴の組み合わせ及び特徴を組み合わせること
23.6 発明の創作方法の検討に基づいた進歩性の判断
23.7 「課題及び解決」のアプローチによる進歩性の判断
23.7.1 「課題及び解決」のアプローチによる進歩性の判断
23.7.2 最も近い技術的解決策を特定
23.7.3 目的の技術的課題を決定
23.7.4 該当技術分野に関する基本的な知識を持っている人にとっての特許の必然性の評価

- 23.7.5 「課題及び解決」のアプローチによる発明の進歩性判断の例
- 23.8 参考とする先行技術を組み合わせる際に考慮すべき要素
- 23.9 関連する他の要因の検討に基づいた進歩性の判断
  - 23.9.1 発明が不利益な変更であり、その変更は実用的でない
  - 23.9.2 クレームされた発明の背景技術、予測外の技術的に有利な点の分析
  - 23.9.3 予想外の技術的効果及び付帯効果
  - 23.9.4 発明が長期にわたる需要を満たし、発明が商業的成功を達成する

「23.7.1」には、「課題及び解決」のアプローチによる3段階の評価プロセスが説明されている。

- 「Step 1：当該発明に最も近い目的や技術的な効果があるか、又は、少なくとも当該発明と同じ分野、或いは当該発明に関係のある分野の範囲に属する「最も近い参照の技術的な解法」を特定する。
- Step 2：当該発明と最も近い参照の技術的な解法の相違点である技術的な特徴を基に、解決すべき「客観的な技術的な問題」を特定する。
- Step 3：最も近い参照の技術的な解法及び特定された客観的な技術問題を基に、該当技術分野に関する基本的な知識を持っている人にとっての特許の必然性を評価する。」

「23.7.5」には、「課題及び解決のアプローチ」を利用した具体的な例が記載されている。

## (2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

### a) 先行技術の組み合わせ

「先行技術の組み合わせ」については、「第3章 実体審査」の中の「23. 進歩性の判断」の中の「23.5」及び「23.8」において説明されている。

## 第3章 実体審査

### 23. 進歩性の判断

- 23.5 特徴の組み合わせ及び特徴を組み合わせること
- 23.8 参考とする先行技術を組み合わせる際に考慮すべき要素

「23.8」には、進歩性を検討する際に、2以上の先行技術を組み合わせることが必然的であるか検討すべきであり、審査官は以下の点を考慮する必要があることが説明されている。

- (i) 2以上の先行技術について、先行技術の特徴が有する固有の不適合性によって組み合わせることが難しい場合、組み合わせることは自明ではないとみなされる。
- (ii) 先行技術に記載された技術的な解決法が、同じか近い技術分野に属しているか、又

は遠い技術分野に属しているか。

- (iii) 同一文書中の 2 以上の部分の組み合わせは、当業者がそれらを組み合わせるのに合理的な根拠がある場合、その組み合わせは自明であるとみなされる。」

## b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」に関する内容は、「第 3 章 実体審査」の中の「23. 進歩性の判断」の中の「23.3」及び「23.4」において説明されている。

### 第 3 章 実体審査

#### 23. 進歩性の判断

23.3 関連する技術における熟練者(省令第 23.6 条 a)

23.4 発明の自明性(省令第 25.6 条 b、25.6 条 c)

なお、省令第 23.6 条 a によれば、「当該技術の熟練者」とは、「普通の技術的な技能を有し、当該技術分野において普遍的な一般知識を有する者」である。

## c) クレームに記載された発明の効果の取り扱い

「クレームに記載された発明の効果の取り扱い」に関する内容は、「第 3 章 実体審査」の中の「23. 進歩性の判断」の中の以下の項目で説明されている。

### 第 3 章 実体審査

#### 23. 進歩性の判断

23.9 関連する他の要因の検討に基づいた進歩性の判断

23.9.1 発明が、不利益な変更で、その変更は実用的でない

23.9.2 クレームされた発明の背景技術、予測外の技術的に有利な点の分析

23.9.3 予想外の技術的效果及び付帯効果

「23.9.2」には、発明が特に意外な新しい技術的な利益を作り出せると証明でき、その新しい技術的な利益がクレームと明らかに関連性がある場合、当該発明は進歩性があるとみなされることが説明されている。

「23.9.3」には、予想外の技術的效果とは、本発明に創造的プロセスをもたらす要因とみなすことができる。クレームにおいて予想外の技術的效果がある発明が、当業者にとって自明であるときは、その効果は単なる補足的であって、発明に進歩性をもたらすものでないことが説明されている。



#### 4. 2. 5 拡大先願・先願

「拡大先願」に関する内容は、特に記載されていない。

「先願」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「24. 先願の原則」において説明されている。

第3章 実体審査
----------

24. 先願の原則
-----------

#### 4. 2. 6 記載要件

##### (1) クレームの記載要件

クレームの記載要件については、「第2章 形式審査」の中の「5. 出願内容の予備審査」の中の「5.7.3 クレーム」の中の「5.7.3.1」において説明されている。ここには、省令第23.6条c～mの規定及び「5.7.3.2 クレームに対する一般的要求」に適合しなければならないことが説明されている。

##### a) サポート要件

クレームの「サポート要件」に関する内容は、特に説明されていない。

ただし、「第2章 形式審査」の中の「5. 出願内容の予備審査」の中の「5.7.3.1」には、クレームは省令第23.6条c～mの規定に適合しなければならないことが説明されている。省令第23.6条dには、「クレームは、明細書で十分に表現され対象の特定、設定目的の達成、既知の対象との識別のための必要かつ十分な技術的な特徴を網羅」すべきことが記載されている。

##### b) 明確性の要件

クレームの「明確性の要件」に関する内容は、特に説明されていない。

ただし、「第2章 形式審査」の中の「5. 出願内容の予備審査」の中の「5.7.3.1」には、クレームは省令第23.6条c～mの規定に適合しなければならないことが説明されている。省令第23.6条cには、「クレームは、簡潔かつ明確に表示され、明細書及び図面に整合し、クレームの新規性を有する部分を明示するとともに、下記の規定に整合しなければならない」ことが記載されている。

## c) その他の要件

クレームの記載要件に関する「その他の要件」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5. 出願内容の予備審査」の中の「5.7.3」の以下の項目において説明されている。

### 第 2 章 形式審査

#### 5. 出願内容の予備審査

#### 5.7 保護を求める対象物が十分に開示されているかどうかの予備審査

##### 5.7.3 クレーム

##### 5.7.3.2 クレームの一般的要件

##### a)–d)

##### 5.7.3.3 クレームの構造

##### 5.7.3.4 クレーム作成の原則

「5.7.3.2」の a)には、クレームの 1 項ずつは、保護されるべき製品型の発明又はプロセス型の発明の 1 つのみに言及されるべきことが説明されている。

「5.7.3.2」の b)には、クレーム 1 項ずつは、保護されるべき発明を認知し、提示目標を達成し、既知の発明と区別するために必要となる基本的な技術の特徴を十分に示す必要があり、商売上の利点等の技術以外の内容を入れてはならないことが説明されている。

「5.7.3.2」の c)には、「厚い(thick)」、「広い(width)」、「高い(high)」等の比較の表現、「例えば(for example)」、「より具体的(more specific)」、「およそ(about、approximately)」等は、公知技術と比べて、新規性及び進歩性を明確に特定させない可能性を及ぼすなら、使用してはならないことが説明されている。

## (2) 明細書の記載要件

### a) 実施可能要件

実施可能要件に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5.7.2」の「f」において説明されている。

### 第 2 章 形式審査

#### 5. 出願内容の予備審査

#### 5.7 保護される対象の全ての本質を明らかにする予備審査

##### 5.7.2 明細書

##### f)

ここには、発明の実施手段の 1 つか複数、出願した発明の技術分野に関する平均的な知識を有する者が、発明の目的が達成できるか、又は発明の実施ができるように分かりやす

く、かつ、詳細に解説しなければならないことが説明されている。

## b) その他の要件

実施可能要件以外の明細書の「その他の要件」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5.7.6」の以下の項目において説明されている。

### 第 2 章 形式審査

#### 5. 出願内容の予備審査

##### 5.7 保護を求める対象物が十分に開示されているかどうかの予備審査

##### 5.7.6 もし以下の不備があるときは、対象は十分に開示されていないものとみなす a), b), d), e)

「5.7.6」には、以下の不備が説明されている。

- a) 明細書記載の対象が、クレーム又は要約書に記載された対象と異なる
- b) 明細書に、発明の対象の本質を示す必要情報がない
- d) 異なる資料に示された対象が明確に異なるものではないが、関連文書での対象の性質の表現方法に一貫性がない
- e) 一定の内容が不足している又は表記方法が明細書の記載要件に合わない

## 4. 2. 7 情報開示義務

「情報開示義務」に関する内容は、特に説明されていない。

なお、省令第 15.2 条(b)(i)に、実体審査のために、自主的に又は NOIP の求めに応じて、外国で提出した情報検索結果又は審査結果等を提出することができることが説明されている。

## 4. 2. 8 補正

「補正」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「7. 出願が拒否される各種の不備、出願が受理されるために出願人は指定される不備を補正しなければならない」、「8. 出願の拒否予定の通知」、「9. 出願の拒否決定」、「第 3 章 実体審査」の中の「25. 実体審査中の補正及び欠陥部の追加」、「26. 実体審査中の補正及び追加資料の審査」及び「33. 補正請求の審査」の以下の項目において説明されている。

### 第 2 章 形式審査

#### 7. 出願が拒否される各種の不備、出願が受理されるために出願人は指定される不備を補正しなければならない

## 8. 出願の拒否予定の通知

8.3 特許規則第7条記載の不備が少なくとも1つある出願は受理されない

## 9. 出願の拒否決定

### 第3章 実体審査

#### 25. 実体審査中の補正及び欠陥部の追加

#### 26. 実体審査中の補正及び追加資料の審査

#### 33. 補正請求の審査

33.1 出願の補正書の審査は以下の内容を含む

33.2 クレームの補正

33.3 明細書及び要約書の補正

33.4 認められない補正・追加

33.4.1 認められない追加

33.4.2 認められない変更

33.4.3 認められない削除

33.5 出願の分割

33.5.1 分割出願の公開

33.5.2 分割出願の審査

33.6 出願の変更

「8.3」には、上記「7」記載の形式審査の要件の欠如があるときは、出願人に通知がされ、出願人は1か月以内に補正しなければならないことが説明されている。

「25」には、省令15.3によると審査官は出願人に対して出願の内容を説明し、対象の性質に関する情報提供を求めることができ、出願人は、出願の不十分な点の補正、追加を請求することが説明されている。また、この補正は、出願人が書面によって請求し、補正・追加料金を支払わない限り、審査官は補正・追加させることを検討しないことが説明されている。審査官が出願人に対して、補正、説明又は情報提供を求めることができる事項は以下のとおり(これらの不十分な点のみに限定されるわけではない)。

「・出願内容の一貫性がない

- ・出願に記載した技術的解決方法に関する情報が適切でない
- ・クレームが発明の目的を達成するための技術的特徴を十分に有しない
- ・出願に添付した資料において不明確及び／又は曖昧な内容／用語／技術的特徴を有する
- ・出願に添付した各資料の間又は1つの資料において、部品／用語の統一性が不十分
- ・同じ記号を使用し、複数の違う部品を表示する
- ・図において明細書に記載した記号が書かれない又は逆の場合
- ・出願に、優先権を受けるための資料の翻訳版(必要な場合)が添付されない
- ・出願人が省令第17.1.b号に規定した改訂内容の詳細説明書を提出していない
- ・出願の書き方に関するミス」

#### 4. 2. 9 単一性

「単一性」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5.9 出願の単一性の予備審査」及び「第 3 章 実体審査」の中の「20. 発明の単一性」において説明されている。

#### 第 2 章 形式審査

##### 5. 出願内容の予備審査

##### 5.9 出願の単一性の予備審査

#### 第 3 章 実体審査

##### 20. 発明の単一性

##### 20.1 一般概念

##### 20.2 技術的相違の特徴

##### 20.3 中間製品と最終製品の単一性

##### 20.4 発明の異なる実施手段の単一性

##### 20.5 形式審査段階と実体審査段階における一貫性の評価

##### 20.6 発明保護要求の独立事項と付属事項における発明の単一性

##### 20.7 発明の単一性の代表的な例

「5.9」には、形式審査における単一性の判断について、個別の保護を要求する 2 以上の事項があり、当該項目で掲示される対象が技術的にかかわりあっておらず、唯一の創造のアイデアを表さないときは、知的財産法第 101 条及び省令第 23.3 条により単一性がないことが説明されている。

「20.5」には、形式審査と実体審査の単一性の判断についての説明が以下のようにされている。「形式審査段階では、発明が明らかに共通の技術的な特徴を含んでいないときは単一性がないが、実体審査では、技術的ソリューションの検索を行い、クレームに提示された発明の共通の技術的特徴が既知の技術と比べて新規性があるかどうか評価する。例えば、クレームがそれぞれ「A+X」と「A+Y」を含むとき、共通の技術的特徴 A が新規の技術的特徴であるなら、出願は単一性があるとみなされる。それに対して共通の技術的特徴 A が新規の技術的な特徴でないなら、出願は条件を満たさないとみなされる。」

#### 4. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

出願されると形式審査(Formality examination)が出願から 1 か月以内に行われるが、ここでは、方式のチェックと、予備審査(Preliminarily examination)が行われる。要件を満たせば、出願日から 19 か月後に出願公開される(知的財産法第 110 条第 2 項)。実体審査請求は、出願日から 42 か月以内にしなければならない(知的財産法第 113 条第 1 項)。実体審査(Substantive examination)の要件を満たさないときは拒絶理由通知がされ、出願には補正書・意見書を提出して対応することができる。

「形式審査」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の以下の項目において説明されている。

## 第 2 章 形式審査

3. 形式審査の目的及び範囲
4. 願書のチェック
5. 出願内容の予備審査
6. 出願が拒否される各種の不備
7. 出願が拒否される各種の不備、出願が受理されるために出願人は指定される不備を補正しなければならない
8. 出願の拒否予定の通知
9. 出願の拒否決定
10. 出願日の認定
11. 優先日の認定
12. 出願の受理決定
13. 形式審査期間
14. 形式審査終了後の出願の取り扱い
15. 形式審査段階における実体審査請求の調査

「3」の中の「3.1 形式審査の目的」には、出願形式は、省令第 13 条に定められたとおり、出願形式の規定に準拠するかどうかについてチェックされることが説明されている。「3.3 形式審査の範囲」では、以下の通りの形式審査の確認事項が記載されている。

- a) 出願書類の形式の確認
- b) 出願内容の予備審査
- c) 出願の有効性の決定；有効な出願であれば、出願日(もしあれば優先日)の有効性を決定しなければならない

「5」には、予備審査での審査内容が説明されている。

「5.1」には、以下 a)～l) のような審査項目が列挙されており、その内容はそれぞれ「5.2」～「5.12」において説明されている。

- a) 出願人及び発明者の認定
- b) 出願人の登録を受ける法的権利の審査
- c) 出願方法の妥当性の審査
- d) 代理人のチェック
- e) 保護を求める対象物が十分に開示されているかの予備審査
- f) 課題が発明としての特許性があるかどうかの審査
- g) 発明の単一性の予備審査
- h) 優先権の審査<sup>17</sup>

<sup>17</sup> i 及び j は項目が欠落している

- k) 国際特許分類のチェック
- l) 料金のチェック」

「5.7」(上記(e)の詳細が説明されている)、「5.8」(上記(f)の詳細が説明されている)及び「5.9」(上記(g)の詳細が説明されている)は、実体的要件ではあるが、明らかな不備について審査がされる。

なお、「5.8」(上記(f)の詳細が説明されている)には、「知的財産法第8条：知的所有権に関する国家の方針」が説明されており、公序良俗に係わる規定である。

「実体審査」については、「第3章 実体審査」の以下の項目において説明されている。「審査の進め方」については主に「18. 実体審査の手順」で説明されている。

### 第3章 実体審査

- 16. 実体審査の目的及び範囲
- 17. 内容を審査される出願
- 18. 実体審査の手順
- 19. 優先権の審査
- 25. 実体審査中の補正及び欠陥部の追加
- 26. 実体審査中の補正及び追加の検査
- 27. 実施可能性及び保護範囲についての結論
- 28. 期限前の実体審査の終了
- 29. 第三者の意見の取り扱い
- 30. 期限前の実体審査終了の通知をした後の取り扱い
- 31. 出願の実体審査の再開
- 32. 再審査
- 33. 補正書の審査

「16」には、実体審査は、省令第15.6条の a、b(i)、c 及び d に沿って行われることが説明されている。「18」には、実体審査の具体的な手順が以下の項目に説明されている。

#### 「18.2 出願で提示される対象と特許証明書との適合性の評価

18.2.1 出願で提示される対象と申請される特許保護権証明書(特許/実用新案)との適合性を評価することは、省令第25.3号に規定されている

#### 18.2.2 評価内容

18.2.3 出願される対象と申請される特許権証明書との適合性が確認され、かつ、当該対象が知的財産法の第8条第1項及び第59条にて規定された対象に属さない場合、当該対象は知的財産法の第58条に従い、保護要件(産業上の利用可能性、新規性、進歩性)に従い評価される

#### 18.3 特許出願される対象を保護要件別に従って評価すること

18.4 上記の手順の実行結果を基に、出願人又は内容審査担当の第三者に適切な通知を

届ける

18.5 最初の出願書提出原則の確認

18.6 特許権証明書の発行書類、特許権付与拒否の関連書類、内容審査停止の書類、内容審査撤回書類のいずれかを準備する」

「18.3」には、保護要件別の評価の手順について以下の手順に従わなければならないことが説明されている。

「・技術的なソリューションの分析。

- ・省令第15.3号とおり、出願人に出願書類の内容の説明、形式上の欠如の補正(出願人が形式審査段階で欠如補正を要求されていない場合)、ソリューションの本質・特徴を証明するための追加説明若しくは補足的な説明書類の提出(必要があると見れば)を要求。
- ・最新版の特許国際分類表を参考に技術的なソリューションの分類結果を確認。
- ・技術的な状態を検索。
- ・特許審査ガイドラインの第19条に従い優先権を審査(必要があれば)。
- ・出願内容の一貫性を確認。
- ・省令第25.4号、第25.5号、第25.6号及び当該規定の第21条、第22条、第23条にて規定されたように、特許出願される対象別(一貫性のある複数の対象である場合)の保護要件への対応性(産業上の利用可能性、新規性、創造性)を保護範囲にて提示される項目に従い順次に評価。」

「32」には、出願の再審査について説明されている。ここには、省令第 16.1 条の規定に従って再審査しなければならないことが説明されている。

なお、省令第 16.1 条では、特許付与予定又は拒絶予定の通知書は発送後、異議が申し立てられたときに、再審査を行うことが記載されている。

「先行技術調査」に関する内容は説明されていない。

#### 4. 2. 1 1 優先審査／早期審査

「優先審査」及び「早期審査」に関する内容は説明されていない。ただし、「早期審査」は、費用を払うことで請求可能である。

また、ベトナムは特許審査ハイウェイ(PPH)に参加していない(2014 年 12 月末時点)。ベトナムは、ASPEC に加盟している。

#### 4. 2. 1 2 優先権

「優先権」に関する内容は、「第 3 章 実体審査」の「19. 優先権の審査」及び「22.2.3 優先権主張をしている出願の新規性判断」の以下の項目において記載されている。



### 第3章 実体審査

#### 19. 優先権の審査

##### 19.1 優先権を審査する必要がある場合

##### 19.2 優先権の審査内容

###### 19.2.1 最初の出願の決定

###### 19.2.2 オリジナル出願書の説明範囲の確定

19.2.2.1 出願書の対象の優先権申請がオリジナル出願書の説明範囲に属する  
なら、ふさわしいものであるとみなされる

19.2.2.2 優先権申請の出願書の対象がオリジナル出願書の説明範囲に入っ  
ていないとみなされる典型的な場合

###### 19.2.3 独立事項と付属事項の優先権

###### 19.2.4 一部の優先権

###### 19.2.5 複数の優先権の申請

#### 22. 新規性の判断

##### 22.2 新規性の審査

###### 22.2.3 優先権主張をしている出願の新規性判断

###### 22.2.3.1 同じ対象についての発明の認定

###### 22.2.3.2 海外で保護するために出願された最初の出願

###### 22.2.3.3 ベトナムの先の出願からの優先権主張

###### 22.2.3.4 最初の出願として考えられる後の出願

###### 22.2.3.5 優先権の効果

###### 22.2.3.6 複数の優先権のクレーム

#### 4. 2. 1 3 特殊出願（分割出願等）

##### （1）分割出願

「分割出願」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「33. 補正請求の審査」の中  
の「33.5 分割出願」において説明されている。

### 第3章 実体審査

#### 33. 補正請求の審査

##### 33.5 分割出願

###### 33.5.1 分割出願の公開

###### 33.5.2 分割出願の審査

なお、分割出願については、知的財産法第115条第1項(b)及び省令第17.2条に規定さ  
れている。

## (2) その他

「その他」の出願としては、「変更出願」に関する内容が、「第3章 実体審査」の中の「33. 補正請求の審査」の中の「33.6 出願の変更」において説明されている。

第3章 実体審査 33. 補正請求の審査 33.6 出願の変更
---------------------------------------

なお、変更出願については、知的財産法第115条第1項(dd)及び省令第17.3条に規定されている。

### 4. 2. 14 存続期間延長

「存続期間延長」の制度はない。

### 4. 2. 15 特定技術分野

#### (1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」に関する内容は、「第2章 形式審査」の中の「5.8.2.5 コンピュータプログラム」において説明されている。

第2章 形式審査 5. 出願内容の予備審査 5.8 課題が発明としての特許性があるかどうかの審査 5.8.2 知的財産法の第59条に従って対象を評価する 5.8.2.5 コンピュータプログラム
--

ここでは、コンピュータプログラムは、「発明として保護されない主題」の一つとして説明されている。

#### (2) 化学関連発明

「化学関連発明」に関する内容は、「第3章 実体審査」の中の「20. 発明の単一性」の中の「20.4」の「マーカッシュグループ」において説明されている。

第3章 実体審査 20. 発明の単一性
------------------------

20.4 発明の異なる実施手段の単一性  
マーカッシュグループ

(3) 医薬品関連発明

「医薬品関連発明」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5.8.2.9 人間・動物のための病気予防・診断・治療の方法」において説明されている。

第 2 章 形式審査

5. 出願内容の予備審査

5.8 課題が発明としての特許性があるかどうかの審査

5.8.2 知的財産法の第 59 条に従って対象を評価する

5.8.2.9 人間・動物のための病気予防・診断・治療の方法

(4) 生物学関連発明

「生物学関連発明」に関する内容は、「第 2 章 形式審査」の中の「5.8.2.8 動物品種、植物品種；植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの」において説明されている。

第 2 章 形式審査

5. 出願内容の予備審査

5.8 課題が発明としての特許性があるかどうかの審査

5.8.2 知的財産法の第 59 条に従って対象を評価する

5.8.2.8 動物品種、植物品種；植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの

上記「5.8.2.8」は知的財産法第 59 条第 5 項及び第 6 項に関する説明である。

(5) その他の特定技術分野

上記以外の「その他の特定技術分野」に関する内容は、特に説明されていない。

4. 2. 16 国際出願 (PCT 出願)

国際出願(PCT 出願)に関する内容は、「第 4 章 国際出願の取り扱い」の中の「34. 国内段階でベトナムを指定又は選択した国際出願の取り扱い」の以下の項目において説明されている。

## 第4章 国際出願の取り扱い

### 34. 国内段階でベトナムを指定又は選択した国際出願の取り扱い

#### 34.1 出願及び処理手続

#### 34.2 保護形態

#### 34.3 国際出願の国内段階への移行の有効性

#### 34.4 国内段階における国際出願書に記載された全ての情報及び他の出願書に添付された他の資料との統一性検査

#### 34.5 翻訳版の検査

#### 34.6 保護のための簡単な説明と評価機能

#### 34.7 早期対応

#### 34.8 期限

ここには、国際段階に関する内容の説明はされていない。

## 4. 2. 17 実用新案

「実用新案」に関する説明は、「第3章 実体審査」の中の「33. 補正請求の審査」の中の「33.6 出願の変更」において説明されている。

## 第3章 実体審査

### 33. 補正請求の審査

#### 33.6 出願の変更

ここには、特許出願から実用新案登録出願への変更に関する説明がされている。

なお、知的財産法第58条第2項では、実用新案特許の登録要件は以下のとおりであり、進歩性の要件は要求されない。

「発明は、それが公知でない限り、次の要件を満たすときは、実用新案特許を付与することにより保護に適格とする。

(a) 新規であること

(b) 産業上の利用可能性があること」

また、知的財産法第113条第2項では、実用新案登録出願の審査請求期間は出願日又は優先日から36か月であること、知的財産法第114条第1項では、実用新案登録出願も実体審査が行われることが規定されている。

なお、登録を受ける権利を有さないこと又は登録証の付与日に保護要件を満たさなかったことを理由に、当該付与日から5年以内に登録証を無効とする請求ができることが規定

されている(知的財産法第 96 条)。実用新案の保護要件は、第 58 条(2)により、(a)新規であること及び(b)産業上利用可能性があること、であるため、進歩性は無効理由ではない。

特許との主な相違点は以下のとおりである。

- 第 58 条第 2 項(進歩性は登録要件ではない)
- 第 93 条第 3 項(権利存続期間出願から 10 年)
- 第 113 条第 2 項(審査請求期間は出願から 36 か月以内)

- ・当事者系手続に関する規則(標章、特許、実用新案及び意匠の取消申請、標章登録への異議申立、強制ライセンス許諾)(1999年10月2日公布)

<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/philippines/toujisya.pdf>

(日本語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

- ・PCT出願のフィリピン規則(2004.1.1発効)

[http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/PHILIPPINE%20RULES%20ON%20PCT%20APPLICATIONS\\_as%20of%20January%20,%202004.pdf](http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/PHILIPPINE%20RULES%20ON%20PCT%20APPLICATIONS_as%20of%20January%20,%202004.pdf)

(英語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=225433](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=225433)

(英語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

- ・PCTに基づく規則(2009年7月1日施行)

[http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/pct\\_regs.pdf](http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/pct_regs.pdf)

(英語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

### (3)審査基準関連資料

- ①実体審査手続のためのマニュアル(Manual for Substantive Examination Procedure)

<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPResources/ManualSubstantiveExam.pdf>

(英語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

- ②公知物質を含む医薬特許出願の審査ガイドライン(EXAMINATION GUIDELINES FOR PHARMACETICAL PATENT APPLICATIONS INVOLVING KNOWN SUBSTANCES)

[http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRs/QUAMA\\_EXAMINATION\\_GUIDELINES\\_OFFICIALCOPY.pdf](http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRs/QUAMA_EXAMINATION_GUIDELINES_OFFICIALCOPY.pdf)

(英語)(最終アクセス日:2015年2月6日)

## 4. ベトナム

- (1)知的財産庁

- ・National Office of Intellectual Property of Vietnam

<http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en>

- (2)特許関連法規・規則等

- ・知的財産法 2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号(2006年7月1日施行)

を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号(2010 年 1 月 1 日施行)

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/\\$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

[http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms\\_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB)

(英語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

- ・産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010 年 9 月 21 日政令 No.97/2010/ND-CP  
2010 年 11 月 9 日施行

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/\\$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

- ・知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=15238](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15238)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

- ・産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号

[http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=15237](http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15237)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

- ・産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14027](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

- ・産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

[http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14027](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027)

(ベトナム語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

[https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou\\_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90)

(日本語) (最終アクセス日:2015年2月5日)

### (3) 審査基準関連資料

- ・ 特許出願審査ガイドライン(2010年3月31日付け首相決定第487号(Decision 487/QĐ-SHTT)) (QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ(Ban hành kèm theo Quyết định số 487/QĐ-SHTT ngày 31/3/2010 của Cục Trưởng Cục Sở hữu trí tuệ))

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/\\$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015年2月5日)

## 5. タイ

### (1) 知的財産庁

- ・ Department of Intellectual Property(DIP)

<http://www.ipthailand.go.th/>

### (2) 特許関連法規・規則等

- ・ タイ特許法(B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正された B.E.2522 (1979年)3月11日法律 1999年9月27日施行)

[http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com\\_docman&task=cat\\_view&gid=240&Itemid=169](http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=240&Itemid=169)

(タイ語) (最終アクセス:2015年2月6日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>

(日本語) (最終アクセス:2015年2月6日)

[http://www.ecap-project.org/sites/default/files/IP\\_Legislation/TH\\_patent\\_act-42%20th\\_0.pdf](http://www.ecap-project.org/sites/default/files/IP_Legislation/TH_patent_act-42%20th_0.pdf)

(英語) (最終アクセス:2015年2月6日)